

会 議 録

会議の名称	平成23年度 第2回 公民館運営審議会議事録		
開催日時	平成23年度10月28日(金) 午後2時～2時40分		
開催場所	笠間市笠間図書館 2階 会議室	事務局	笠間市笠間公民館
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由>	傍聴者数	0人
出席者	委員：湊委員長、調副委員長、海藤委員、上野委員、飯塚委員、小西委員、 深澤委員、常井委員、南委員、町田委員 事務局：川辺館長、青柳館長、西山館長、豊田副館長、松岡主査		
議 題	【報告案件】 (1) 笠間市立公民館における地区公民館の運営の在り方等に関する諮問について (2) 審議会の今後の日程について (3) 審議会の会議の公開について (4) その他		
議 事 (審議経過及び発言内容)			
<p>—委員長に事務局が諮問書を手渡す—</p> <p>事務局 笠間市立公民館における地区公民館の運営の在り方等について、社会教育法第29条第2項の規定により諮問いたします。よろしくお願いたします。</p> <p>1 開 会</p> <p>事務局 それでは、平成23年度第2回公民館運営審議会を始めさせていただきます。 会議の成立に関しまして、ご報告いたします。 笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第13条第2項の規定によりまして、会議は在職委員の過半数以上の委員が出席しなければこれを開くことができないとあり、在籍委員12名のうち、本日10名が出席されておりますので、この会議が成立することをご報告します。 それでは、委員長よりごあいさつをお願いいたします。</p> <p>2 あいさつ</p> <p> 開会前に、事務局から諮問書を受け取りました。 本日から、諮問書にありますように、「地区公民館の運営の在り方等」に関して、皆様からのご意見をいただき、答申書を提出することになりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>事務局 議事進行につきましては、笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第12条第2項の規定によりまして、委員長は会議の議長となります。</p> <p>3 議 題</p> <p>委員長 (1) 笠間市立公民館における地区公民館の運営の在り方等に関する諮問について、事務局より説明を求めます。</p> <p>事務局 ご説明いたします。諮問書のほかに、資料に基づきまして、「地区公民館と地域集会所の差異」等をご説明いたしますので、少々、説明が長くなることに対しまして、ご了承</p>			

承をお願いいたします。

＝以下、順次資料に基づき

「諮問書」

「地区公民館と地域集会所の差異」

「社会教育法の一部」

「笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例及び規則の一部」

「笠間市立地区公民館一覧表」

「笠間市地域集会所建設補助金に関する要綱」

「地方自治法に規定する認可地縁団体」を説明。＝

委員長 資料に基づいた説明が終わりました。皆さんからの質問をお願いいたします。

委員 公民館は岩間にもあるが、地区公民館は笠間地区だけなので、その諮問なのでしょうか。

委員長 先ほど、事務局から説明があったように、地元管理の地域集会所は3地区にあります。現在、笠間地区だけに社会教育法に規定する地区公民館が存在していますが、友部・岩間地区にも必要か否かということと、笠間地区については現状のままでもいいのかなどということです。

委員 地区公民館制度は、大変すばらしいと思います。生涯学習をする場として必要であり、無くすようなことはないようお願いしたいと思います。

委員長 このような意見も含め、今後、地区公民館の運営の在り方等について、各委員さんからご意見を頂き、答申していきたいと考えています。ほかに質問はありますか。ないようですので、(2) 審議会の今後の日程について、事務局より説明を求めます。

事務局 ＝第3回から第7回までの審議会の日時・場所・議題について説明。＝

委員長 事務局の説明が終わりました。皆さんからの質問をお願いいたします。

特にないようですので、(3) 審議会の会議の公開について、事務局より説明を求めます。

事務局 審議会等の会議の公開に関する指針の目的は、「審議会を公開することにより、その審議の状況を明らかにし、審議会等の運営の透明性、公正を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする」と規定しています。

非公開となる場合は、笠間市情報公開条例の規定により「個人情報等の非公開情報について審議等を行う会議、又は、公開することにより、公正かつ円滑な審議ができないと認められる会議等」と規定されています。

また、指針の第4条に「審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、審議会の長が当該審議会等に諮って行うものとする。ただし、この告示が施行（平成19年1月1日施行）された後に行われる審議会等の最初の会議については、当該審議会等を設置する執行機関が会議の公開、非公開を決定するものとする」と規定されています。

したがいまして、情報公開条例の非公開情報に該当しないため、当委員会は公開することとなります。

委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明により、審議会等の会議の公開に関する指針により、この審議会の討議は、原則として公開となります。

ご意見はございますか。ないようですので、この審議会は公開することといたします。

ほかに、ご質問はありますか。

委員 審議会開催の日時の周知、会議での注意事項などはどのようにするのか質問します。
事務局 審議会の開催については、広報紙等でお知らせいたします。傍聴者の審議中における「遵守事項」については、会議室に張り出します。

委員長 ほかにご質問はございますか。特にないようですので、次回の審議会に今回、事務局からの資料に基づいて説明を受けたわけです。資料が多く、説明を受けてすぐには意見がでないと思いますので、各委員の皆様方には、この資料を再度ご覧いただいたうえで、ご意見を頂きたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上を持ちまして審議会を終了いたします。

4 その他

事務局 第3回の審議会は、11月27日の日曜日、午後2時から、友部公民館の2階討議室で行いますので、よろしくお願ひいたします。

5 閉会